

事 務 連 絡

平成25年9月26日

各国公私立大学 災害予防主管課
各国公私立高等専門学校 災害予防主管課
国立教育政策研究所 災害予防主管課
科学技術・学術政策研究所 災害予防主管課
日本学士院 災害予防主管課
日本芸術院 災害予防主管課 御中
各大学共同利用機関法人 災害予防主管課
公立学校共済組合 災害予防主管課
日本私立学校振興・共済事業団 災害予防主管課
各文部科学省独立行政法人 災害予防主管課
各都道府県 私立学校主管課
各都道府県教育委員会 災害予防主管課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

緊急地震速報の訓練の実施について（依頼）

内閣府（防災担当）及び気象庁から、平成25年11月29日（金）に緊急地震速報の全国的な訓練を行うことについて、所管関係機関への周知等の依頼がありました。

については、下記の訓練の実施方法等を御確認いただき、この機会を利用して緊急地震速報の訓練（受信端末からの報知や館内放送等による身の安全を守る訓練等）の実施を検討していただくようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会災害予防主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、城内の市町村教育委員会又は所管の私立学校等に対して周知していただくようお願いいたします。

記

1. 訓練実施方法の確認

訓練実施の方法については、以下の手順で御確認いただくとともに、本事務連絡の別添「緊急地震速報の訓練実施方法の確認フロー」も参照願います。

(1) 緊急地震速報に係る専用の受信端末を設置している機関（学校等）

- ① 今回の訓練における緊急地震速報は、配信事業者（一部の電気通信事業者やソフトウェア・サービス事業者、気象事業者などが事業を実施）を介して専用の受信端末に配信されるため、当該配信事業者へ、11月29日（金）に訓練用の緊急地震速報の配信を実施するか確認が必要です。
- ② 配信事業者へ確認した結果、訓練用の緊急地震速報の配信が実施される場合は、11月29日（金）10時15分頃に訓練用の緊急地震速報が配信されますので、この配信を利用した訓練の実施を検討してください。
- ③ 配信事業者へ確認した結果、訓練用の緊急地震速報が配信されない場合は、使用している受信端末に備わっている訓練用の報知機能を活用した訓練、又は、下記（2）の訓練の実施を検討してください。

(2) 緊急地震速報に係る専用の受信端末を設置していない機関（学校等）

- ① 気象庁がホームページで提供している「緊急地震速報受信時対応行動訓練用キット」（動画）が活用できますので、当該キットを使用した訓練の実施を検討してください。

「緊急地震速報受信時対応行動訓練用キット」（気象庁HP）

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/usage/index.html>

2. その他訓練実施における留意事項等

- (1) 本訓練は義務的なものではありませんが、その重要性に鑑み、積極的な参加をお願いします。
- (2) 訓練用の緊急地震速報は、テレビ・ラジオ・携帯電話（緊急速報メール）には配信されません。
- (3) 訓練実施に当たって、館内放送等を実施する場合には、放送を聞いた人が本物の緊急地震速報と誤認しないよう実施願います。
- (4) その他、下記気象庁HPに本訓練に関する詳細な情報がございますので、適宜参照願います。

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/ew_kunren.html

3. 訓練実施後のアンケートへの協力依頼

気象庁では、11月29日（金）の訓練実施後に、HPにて訓練への参加状況、緊急地震速報受信端末の導入状況等についてアンケートを実施します。訓練を実施した機関（学校等）におかれましては、訓練終了後から12月17日（火）までに、下記URLにあるWEBアンケートへの回答にも御協力いただくようお願いします。

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/EEW_kunren/20131129_kunren.html

（アンケートの実施にあたって、パスワードを求められた場合には、『ek-20131129』と御入力ください）

担当	施設企画課 防災推進室
	防災調整係 山下、境入
電話	03-5253-4111（内線2290）